

第1編 基本編（総則）

第1編 基本編

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、嘉手納町の地域並びに災害対策に関する事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の整備推進を図り、防災体制の万全を期し、災害予防、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、町民の生命、身体及び財産の保護を目的とする。

《計画の構成》

1. 基本編（総則・基本方針）

本編では、災害対策基本法第42条及び嘉手納町防災会議条例の規定に基づき、嘉手納町の概況及び地域の防災に関し、関係公共機関や団体、その防災上重要な施設管理者の処理すべき事務または業務の大綱を記し、本町の防災理念をはじめ、防災対策の基本方針を掲げるものとする。

2. 災害予防計画（地震・津波編、風水害等編）

災害予防計画において、大規模な地震・津波をはじめ、台風や大雨、火災などの災害の発生を未然に防ぐとともに、災害による被害の拡大防止のために、治山治水事業等による町土の保全、防災教育及び訓練、災害用食糧・物資及び資材の備蓄、救助施設、防災施設等の整備、その他の災害についての予防実施を図るものとする。

3. 災害応急対策計画

災害応急計画では、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、応急救助を行うための防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教、交通輸送、その他の災害応急対策の計画を図る。

4. 災害復旧復興計画

災害復旧計画では、災害からの復旧・復興に関する計画とする。

5. 参考資料

その他、防災上必要な資料を掲載する。

第1編 基本編

第2節 嘉手納町の概況

1. 自然的条件

(1) 位置及び面積

本町は、沖縄県の中部に位置し、東支那海に面する海岸線沿いであって、那覇より北へ約 23 kmの地点にある。町の南東部は嘉手納飛行場を経て、南に北谷町、東に沖縄市、北には比謝川を境に読谷村と隣接している。

総面積は 15.12k m²となり、南北に8km、東西は北方で約2km、南の端で約5kmの南北に細長い逆L字型の形態をなしている。

〔位置図〕



(2) 地形・地質

地形は、標高 100m以下が町総面積の 94.6%となり、市街地及び嘉手納飛行場が大部分を占める平坦な台地部と、嘉手納弾薬庫として使用されている林野部に大別される。

また、沖縄市から本町を流れ東シナ海に注いでいる比謝川沿いから河口にわたる地域においては、急傾斜等の険しい地形がみられる。

地質は平坦部がサンゴ石灰土壌（石灰岩）の島尻マーシで、山地部のほとんどは国頭礫層土壌からなっている国頭マーシである。また、わずかながら北東部に粘板岩土壌が分布している。

第1編 基本編

(3) 河川

本町には、読谷村との境界を流れる全長 17.5 kmの県指定2級河川、比謝川が沖縄市を起点に東シナ海に注いでいる。

現在、飲料水として利用される比謝川は、以前生活排水等により汚染されていた状況があったが、近年は排水設備も整備（平成21年4月17日現在：行政人口の使用可能比普及率100%）されている。また、比謝川に清流をとりもどすことを目的としたイベント（「YOU・遊・比謝川」等）が開催され、意識の高まりとともに町からの生活排水が改善されるなど、川の浄化に一定の成果を得つつある。

(4) 気象（気候）

日本で唯一、亜熱帯気候に属する沖縄県。高温多湿で亜熱帯海洋性に属している。

1年のうち大半は、平均温度が20度を超える暖かさであり、降水量が多い。

また、1年を通じて風の強い日が多く、7月～10月は台風のシーズンにあたる。

近年における台風は、沖縄本島地域への接近数が減少する傾向がみられるが、台風の規模は大型化しており、各所で暴風雨、高波などによる大きな被害を受けていることから、本町においても台風対策の強化を継続することが重要である。

【資料編参照】

2. 社会的条件

(1) 人口・世帯数 修

令和2年（国勢調査）における本町の総人口は13,521人で、世帯数は5,215世帯となっている。

昭和55年の総人口は14,094人から、令和2年（13,521人）までの40年間に573人減少している。しかし、昭和60年以降は平成17年まで一貫した減少傾向にあったが、平成22年は一転して増加したものの、平成27年には再び減少した。

町面積の約2割程度が居住等地域であることから、本町の人口密度は、令和2年時点で、沖縄県全体の人口密度（642.9人/k㎡）と比較して本町は894.2人/k㎡と、大都市部並みの人口密集地域である。世帯数は一貫した増加傾向を示していることから、一世帯当たりの人口が昭和55年の3.9人から令和2年には2.6人と約1人分減少しており、世帯構成が小規模化している。

行政区別には増減の傾向に差があるが、全体の年齢別推移から少子高齢化が進行しており、核家族化に加え高齢者の単独世帯の増加が要因として考えられる。

このような現状から、災害時における要配慮者の避難等が懸念され、地域連携の強化など各地区の特性にあった対応策が必要となることが想定される。

【資料編参照】

第1編 基本編

(2) 土地利用

本町の総面積は 15.12k m²となっており、そのうち約8割以上が米軍用地となっていることから、約2割の地域に住居、事業所、工場等の密集した市街地が形成され、生活環境をはじめ都市基盤の整備や産業の振興をすすめる上で大きな制約となっている。

【資料編参照】

(3) 建物状況 作業中

町内の家屋について平成 28 年 12 月時点で、総数 3,970 棟あり、そのうち木造建築が 15.4% (610 棟)、非木造建築 84.6% (3,360 棟) を占めている。

また、耐震化構造の目安となる建築基準法改正前の昭和 56 年以前の建築が全体の 62.4% を占め、特に木造建築のうち 92.6% が耐震性に不安が残る結果となっている。

非木造建築物についても半数以上 (56.9%) が改正前の建物であることから、改めてその対応策が重要とみられる。

【資料編参照】

(4) 交通事情

嘉手納町は、本島を南北に縦貫する国道 58 号と、沖縄市を結ぶ主要地方道沖縄嘉手納線〈No.74〉の主要幹線道路をかかえ、商品輸送などの流通機能、通勤・通学、レジャー等により嘉手納ロータリーに集中し、最も交通量の激しいところとなっていた。

近年、主要地方道沖縄嘉手納線〈No.74〉上の「道の駅かでな」から読谷村（大湾交差点）に結束するバイパス“久得牧原線”が完成したことで、沖縄市と北部方面への交通量の分散が図られている。

また、国道 58 号と主要地方道沖縄嘉手納線〈No.74〉を結ぶ旧嘉手納ロータリーは、再開発事業により町役場等の公共施設の多くが一体化し、防災拠点としての機能が図られるなど中心市街地の整備が進み、幹線道と生活道が区分されることで利便性と安全性が図られている。

一方、市街地内の道路は戦後の移転集住によって形成されたため細街路がほとんどであり、交通渋滞による住宅地域内の通過交通が頻繁であることなどから、防災及び住環境上の改善策が課題となっている。

第1編 基本編

(5) 産業・就業構造 修

本町における純生産額（令和元年度）は、1位の「公務」が27.4%を占め、次いで「建築業」「保健衛生・社会事業」「不動産業」と続いている。就業者数（令和2年国勢調査）をみると、「卸売、小売業」及び「医療、福祉」が最も多く（全体の13.6%）、次いで「建設業」12.3%、「サービス業」11.9%となっている。

全体的に第3次産業が大半を占め、その中心である商業は大型店舗の進出や近隣市町村における商店街の近代化等により、大変厳しい商業環境となっている。近年は、「医療・福祉」の就業者が増加している。

第1次産業をみると、農業においては狭隘な土地環境など条件の厳しい中でサトウキビを中心に野菜、果樹（みかん等）、花卉（観葉等）の生産を伸ばしている。

畜産では生乳や豚が主な生産として見られ、農畜産物の生産額としては比較的多くを占めている。

本町の水産業は、規模が小さく生産額全体ではわずかを占めるだけではあるが、荷捌所や漁業用施設の整備により、漁業者の経営安定、生産向上を目指している。

【資料編参照】

(6) 町内の主な公共施設

町には、以下の公共施設があり、詳細について資料編に記載する。

- | | |
|---|----------|
| ① | 学校機関 |
| ② | 保育所 |
| ③ | 社会福祉施設 |
| ④ | コミュニティ施設 |
| ⑤ | 公園 |
| ⑥ | 文化・体育施設 |
| ⑦ | 環境衛生施設 |
| ⑧ | 産業振興施設 |

【資料編参照】

3. 過去における災害状況

町に関わる過去の災害概況は、以下の区分で把握されており、詳細について資料編に示すものとする。

- | | | |
|---|--------|-------------|
| ① | 消防本部調査 | （平成12年～16年） |
| ② | // | （平成17年～24年） |
| ③ | // | （平成25年～最新年） |
| ④ | 基地災害 | |

【資料編参照】

第1編 基本編

第3節 災害の想定

この計画は、本町の気象、地勢、地質等の地域特性によって起こる災害を重点に、災害救助法適用程度の災害を想定する。台風についての被害検討の結果、次に掲げる規模の災害が今後本町域を含む本県地域に発生することを想定する。

1. 風水害における想定

(1) 台風

沖縄県が大規模な被害を受けた台風を事例に、本町においても同規模の災害を想定するものとする。ただし、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する。

事例想定1) 昭和32年 台風第14号 フェイ

来襲年月日	昭和32年(1957年)9月25、26日
最大風速	47.0 m/s
最大瞬間風速	61.4 m/s
降水量	70.7 mm
死傷者・行方不明者	193名
住宅全半壊	16,091戸

(那覇の観測データ)

事例想定2) 平成15年 台風14号 マエミー

来襲年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	38.4m/s
最大瞬間風速	74.1m/s
降水量	470.0mm
死傷者	94名(うち死者1名)
住宅全半壊	102棟(うち全壊19棟)

(宮古島の観測データ)

[被害状況]

台風14号の被害は、人的被害が死者1名、負傷者96名で負傷者の多くはガラスなどによる裂傷であった。住家被害は、家屋の全壊18棟、半壊86棟、一部損壊1,206棟であり、電柱倒壊が882本など、甚大な被害に見舞われた。(宮古支庁調べ)
(資料：県-平成15年台風14号に関する資料)

(2) 高潮

県土木建築部海岸防災課の調査報告書(「沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託」平成19年3月)から、高潮による建物被害の想定結果を示す。

■高潮被害

	床上浸水	床下浸水
構造物あり	416	79
構造物なし	376	97

資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託報告書

第1編 基本編

(3) 土砂災害

県の調査等により、土砂災害への警戒が必要とされる場所は、以下のとおりです。

■本町で想定される土砂災害（危険箇所・区域）

本町において土砂災害の危険が想定される箇所として、県の調査等による「急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ」が6箇所ある。

その中の5箇所については「土砂災害特別警戒区域」が指定（令和4年12月27日時点）されている。

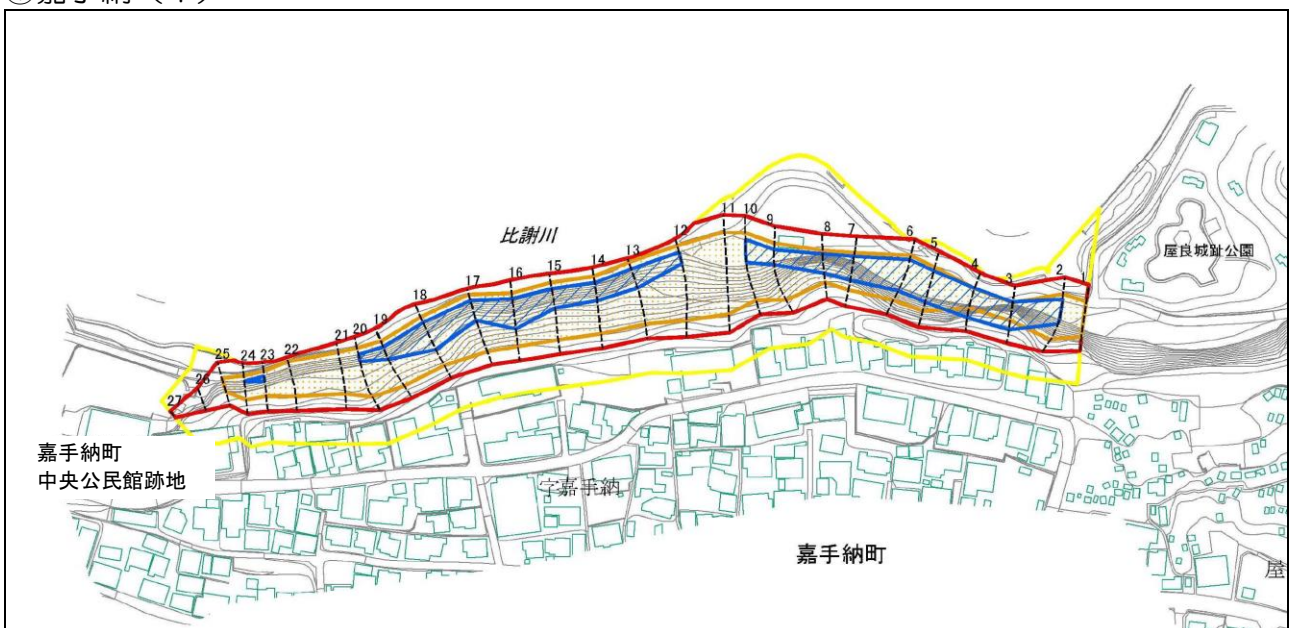
なお、本町では「急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ」と同質の形状となっている周辺地域においても災害等で警戒すべき区域として認識し、対応している。

<急傾斜崩壊危険箇所等の状況>

No	箇所名	主な位置	土砂災害警戒区域の指定の有無
1	嘉手納（1）	比謝川沿いの旧中央公民館から屋良城址公園にかかる斜面	有
2	嘉手納（2）	比謝川大橋の東側の一部斜面	有
3	水釜（1）	比謝川沿いの県営嘉手納高層住宅から漁港に至る斜面	有
4	水釜（2）	比謝川沿いの嘉手納町総合福祉センター近くから漁港に至る斜面	有
5	屋良	第二保育所周辺斜面	無
6	水釜（3）	比謝川沿いの嘉手納町マルチメディアセンターから嘉手納町民住宅に至る斜面（マルチメディアセンターが一部区域内）	有

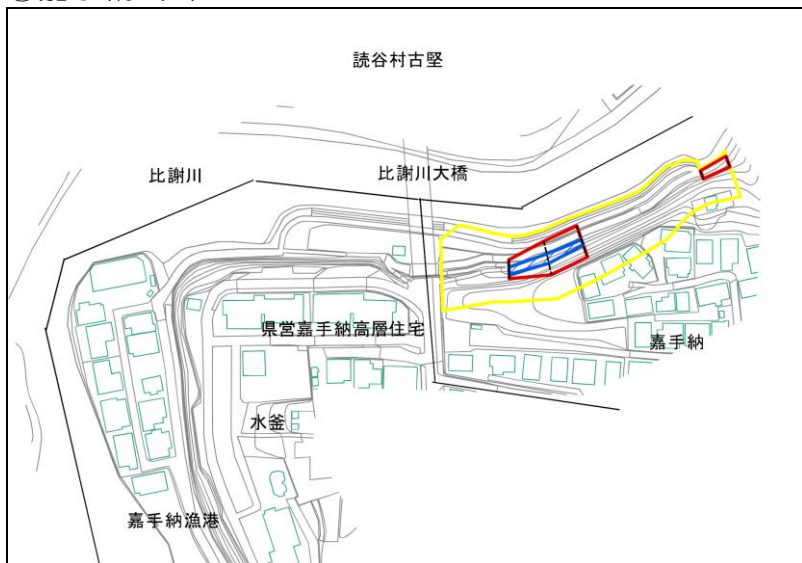
【土砂災害特別警戒区域位置図】

①嘉手納（1）



第1編 基本編

②嘉手納 (2)



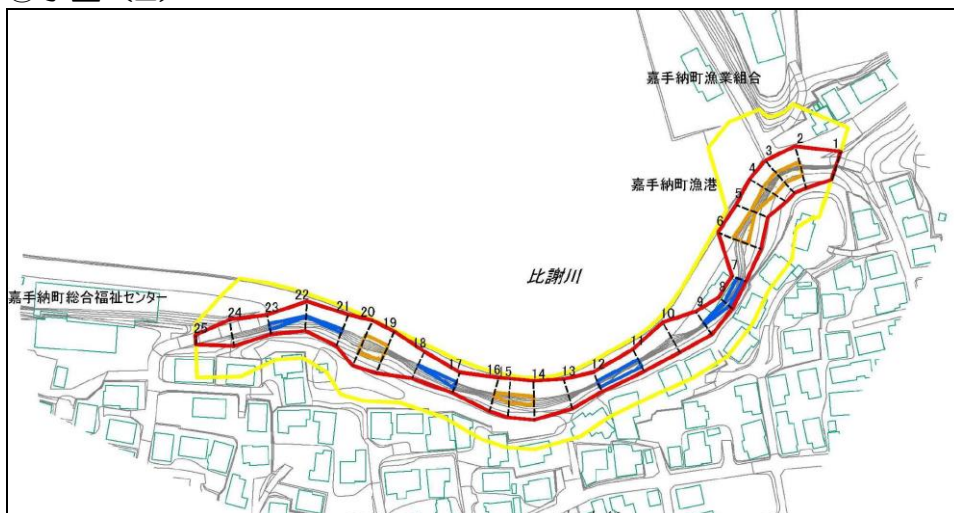
③水釜 (1)



⑤水釜 (3)



④水釜 (2)



第1編 基本編

2. 地震被害想定

「沖縄県地域防災計画」の策定に資するため調査された「沖縄県地震被害想定調査概要報告書（H19.3）」「平成25年度沖縄県地震被害想定調査（H26.3）」による20の地震による被害想定調査結果を参考に、本町において被害の大きい地震災害を想定する。

<予測項目・条件>

予測している主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建物被害（揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災）、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、住民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の12時、冬の18時の3シーンとなっている。

本町において被害の大きい地震の予測結果の概要は以下のとおりである。

（1）沖縄本島南西沖地震

① 想定地震

沖縄本島に大きな被害を与える可能性のある地震として、沖縄本島南西沖を震源とする地震を想定する。

② 予測結果の概要

ア) 地震動の予測

沖縄本島南部及び座間味島や渡嘉敷島の沖積低地を中心に震度6弱の揺れが発生する。また、本島南部の全域及び中部、本島周辺の当初の大半は震度5弱から5強の揺れ、本島北部及び宮古島地域などでは震度4程度の揺れが予想される。

イ) 液状化の危険度の予測

地震動・液状化による建物被害予測（嘉手納町）

	存在棟数	大破棟数	中破棟数	被害棟数	大破率(%)	中破率(%)	被害率(%)
木造建物	595	51	252	177	8.545	42.289	29.690
RC系建物	2,973	86	6	89	2.894	0.208	2.998
S系建物	128	2	10	7	1.725	7.686	5.569
その他構造	658	11	0	11	1.699	0.000	1.699
全構造集計	4,354	150	268	284	3.452	6.148	6.526

資料：沖縄県地震被害想定調査概要報告書（平成9年3月）

[区分別解説]

RC系(鉄筋コンクリート構造)

：鉄筋コンクリートを用いた建築の工法もしくは構造。

S系(鉄骨構造)

：柱と梁が「鉄骨」で作られた構造。

壁・床材には木質系や軽量気泡コンクリート系のパネルなどが使われる。

ウ) 人的被害

建物の倒壊・焼失による死傷者数予測結果

	被害棟数	死者数	負傷者数
嘉手納町	284	7	42

第1編 基本編

(2) 直下型地震の想定

ある特定の断層モデルに基づいて被害想定を実施すると、どの断層からも離れている市町村では、比較的軽微な被害しか想定されない。しかし現実には、どの市町村も直下型地震の震源になる可能性は否定できない。

そこで、県下各市町村の直下で地震が発生し、良好な地盤で震度 5 強程度の地震動が生じることを想定し、その場合に生じる市町村ごとの被害を予測することを目的とする。

(資料：「沖縄県地震被害想定調査概要報告書」)

① 想定地震

沖縄本島に大きな被害を与える可能性のある地震として、沖縄本島南西沖を震源とする地震を想定する。

② 予測結果の概要

ア) 地震動の予測

マグニチュード 6.5、断層上端の深さ 10km、良好な地盤で震度 5 強程度を想定する。

イ) 液状化危険度の予測

地震動・液状化による建物被害予測（嘉手納町）

	存在棟数	大破棟数	中破棟数	被害棟数	大破率 (%)	中破率 (%)	被害率 (%)
木造建物	595	180	210	285	8.545	42.289	29.690
RC系建物	2,973	125	40	145	2.894	0.208	2.998
S系建物	595	180	210	285	8.545	42.289	29.690
その他構造	658	43	10	48	1.699	0.000	1.699
全構造集計	4,354	353	271	488	8.096	6.224	11.210

資料：沖縄県地震被害想定調査概要報告書(平成9年3月)

ウ) 人的被害の予測

人的被害予測結果

(基盤一定入力：M=6.5、上端深さ6.6km)

	被害棟数	死者数	負傷者数	救出 現場数	要救出 者数	要後方医療 搬送者数	避難者数
嘉手納町	489	8	70	8	2	7	1,036
読谷村	962	10	131	14	4	13	1,872
北谷町	946	10	129	14	5	13	1,883

資料：沖縄県地震被害想定調査概要報告書(平成9年3月)

第1編 基本編

(3) 沖縄本島南東沖地震3連動の想定

沖縄本島並びに嘉手納町に甚大な被害を与える可能性のある地震として、沖縄本島南東沖地震3連動を震源とする地震を想定する。

(資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査(H26.3))

① 想定地震

沖縄本島南東沖地震3連動地震が発生し、本町で震度6弱程度の地震動が生じることを想定した被害予測結果を参考とする。

② 予測結果の概要

ア) 地震動の予測

マグニチュード9.0で沖縄本島を中心に震度5強から震度6弱程度の揺れが予想される。

イ) 地震の揺れ・液状化・土砂災害・地震火災の危険度の予測(建物被害)

地震の揺れによる建物被害(沖縄本島南東沖地震3連動)

市町村	木造建物(棟)		非木造建物(棟)		合計(棟)	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
嘉手納町	15	161	204	461	219	622
読谷村	14	184	326	979	341	1,164
北谷町	28	165	315	627	343	793

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

液状化による建物被害(沖縄本島南東沖地震3連動)

市町村	木造建物(棟)		非木造建物(棟)		合計(棟)	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
嘉手納町	0	0	16	1	16	1
読谷村	0	0	4	5	4	5
北谷町	3	1	87	68	90	69

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

土砂災害による建物被害(沖縄本島南東沖地震3連動)

市町村	急傾斜地崩壊危険箇所		
	保全人家数(棟)	全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)
嘉手納町	287	5	12
読谷村	157	2	4
北谷町	364	5	13

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

第1編 基本編

地震火災による建物被害（沖縄本島南東沖地震3連動）

市町村	出火件数（件）			焼失棟数（棟）
	出火	消防力鎮火	残出火	
嘉手納町	4	0	4	4
読谷村	3	0	3	3
北谷町	7	0	7	7

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

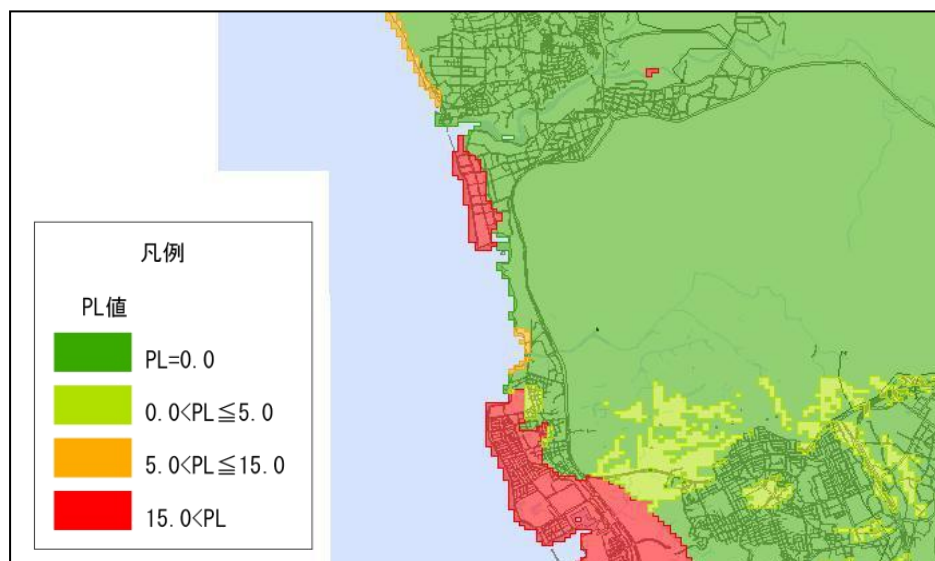
ウ) 人的被害の予測

建物倒壊による人的被害（沖縄本島南東沖地震3連動）

市町村	死者数（人）	負傷者数（人）		
		負傷者計（人）	重傷者数（人）	軽傷者数（人）
嘉手納町	2	151	22	129
読谷村	4	266	34	232
北谷町	4	202	34	168

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

■液状化危険度分布図



< PL値に伴う液状化の危険度 >

PL値	危険度
$R_L=0$	液状化の危険度はかなり低い
$0 < R_L \leq 5$	液状化の危険度は低い
$5 < R_L \leq 15$	液状化の危険度が高い
$15 < R_L$	液状化の危険度が極めて高い

本町において、上記のように沿岸部の「液状化危険度」が高くなる地震は以下の2つである。

- 沖縄本島南部スラブ内地震
- 沖縄本島南東沖地震3連動

第1編 基本編

3. 津波被害の想定

本町の避難計画等の基礎となる津波の浸水区域、津波到達時間等について、県の調査に基づいた想定結果の概要は以下のとおりである。

(1) 切迫性の高い津波浸水・被害想定結果（H18・19年県の調査結果より）

【切迫性の高い津波】

これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）津波浸水想定モデル一覧

	波源位置（モデル名）	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	沖縄本島北方沖（C01）	80km	40km	4m	7.8
②	沖縄本島南東沖（D01W）	80km	40km	4m	
③	沖縄本島南西沖（H9RF）	80km	40km	4m	
④	久米島北方沖（B04E）	80km	40km	4m	
⑤	久米島南東沖（C02）	80km	40km	4m	
⑥	宮古島東方沖（C04W）	80km	40km	4m	7.8
⑦	宮古島南東沖（D06N）	80km	40km	4m	7.8
⑧	宮古島西方沖（C05E）	80km	40km	4m	7.8
⑨	石垣島東方沖1（C06W）	80km	40km	4m	7.8
⑩	石垣島東方沖2（NM11）	60km	30km	20m	7.8
		40km	20km	20m	7.7
⑪	石垣島南方沖（IM00）	15km	10km	90m	(※2)
		80km	40km	4m	7.8
⑫	石垣島北西沖（A03N）	80km	40km	4m	7.8
⑬	与那国島北方沖（A01N）	80km	40km	4m	7.8
⑭	与那国島南方沖（GYAK）	100km	50km	5m	7.9

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ⑩下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

<被害想定>

【建物被害】

■津波被害想定結果（全ケース最大の抽出）

	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
構造物あり	1	2	100	92
構造物なし	1	2	150	173

資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託報告書

第1編 基本編

【津波人的被害】

■死者数

	意識高・冬夜	意識高・夏昼	意識低・冬夜	意識低・夏昼
構造物あり	1	5	2	7
構造物なし	2	5	2	8

資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託報告書

■負傷者

	重傷者（冬）	重傷者（夏）	中等傷者（冬）	中等傷者（夏）
構造物あり	2	4	5	12
構造物なし	2	4	5	12

資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託報告書

■津波遡上高及び到達時間等

	代表地点	沿岸の津波水位 (m)	最大遡上高 (m)	津波到達時間 (分)
嘉手納町	比謝川河口	2.6	3.8	25

資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託報告書

(2) 本町に甚大な被害をもたらす最大級クラスの津波想定

【最大クラスの津波】

平成 24 年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 9.0 に設定したものである。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成 24 年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

第1編 基本編

「沖縄県津波被害想定調査」(平成24年度)津波浸水想定モデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 (※2)		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震 (※2)		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	(※3)
⑦	石垣島東方沖地震 (※2)		60km	30km	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8 m	8.1
⑭	3 連動	沖縄本島 南東沖地震	240km	70km	20m	9.0
			170km	70km	20m	
			260km	70km	20m	
⑮	3 連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ② ⑥ ⑦は、1771年八重山地震の規模を再現したものである。

※3 ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

<被害想定>

本町に甚大な被害をもたらす津波(最大クラス)として、「沖縄県津波被害想定検討結果(平成25年1月)」で想定される津波は、水釜において地震発生後25分で津波が到達し、最大遡上高9.3mにまで達する。

■津波遡上高及び到達時間等(最大級の津波)

	代表地点	沿岸の津波最大水位(m)	最大遡上高(m)	津波到達時間(分)
嘉手納町	水釜	6.3	9.3	25

資料：沖縄県津波被害想定検討結果(平成25年1月28日)

【建物被害】

津波による建物被害(沖縄本島南東沖地震3連動)

市町村	木造建物(棟)		非木造建物(棟)		合計(棟)	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
嘉手納町	33	5	656	115	689	120
読谷村	8	8	67	112	75	120
北谷町	91	31	1,055	1,215	1,146	1,245

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

第1編 基本編

【人的被害】

津波による人的被害（沖縄本島南東沖地震3連動）

市町村	死者数（人）	負傷者数（人）		
		負傷者計（人）	重傷者数（人）	軽傷者数（人）
嘉手納町	32	422	144	278
読谷村	24	414	141	273
北谷町	210	3,682	1,256	2426

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

※隣接する「読谷村」「北谷町」については、参考として掲載している。

- (3) 本町に甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（津波防災まちづくりに関する法律に基づく設定）

【最大クラスの津波（津波防災まちづくりに関する法律に基づく設定）】

平成24年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2に設定したものである。

想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成26年度）津波浸水想定モデル一覧

No	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	八重山諸島南西沖地震	270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 (※2)	300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震 (※4)	100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震 (※2)	40km	20km	20m	7.8
		15km	10km	90m	(※3)
⑨	石垣島東方沖地震 (※2)	60km	30km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑯	3連動 八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
		175km	70km	20m	
		300km	70km	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：1771年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：地滑りを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

※4：1791年の地震の再現モデル。

第1編 基本編

<浸水想定>

■津波遡上高及び到達時間等（津波防災まちづくりに関する法律にもとづく設定）

	代表地点	沿岸の津波最大水位 (m)	最大遡上高 (m)	津波到達時間 (分)
嘉手納町	水釜	4.6	7.1	26

資料：沖縄県津波浸水想定について（平成27年3月）

以下に、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、以下のとおりである。

「沿岸の最大水位」：沿岸の沖合で最大となる津波の水位

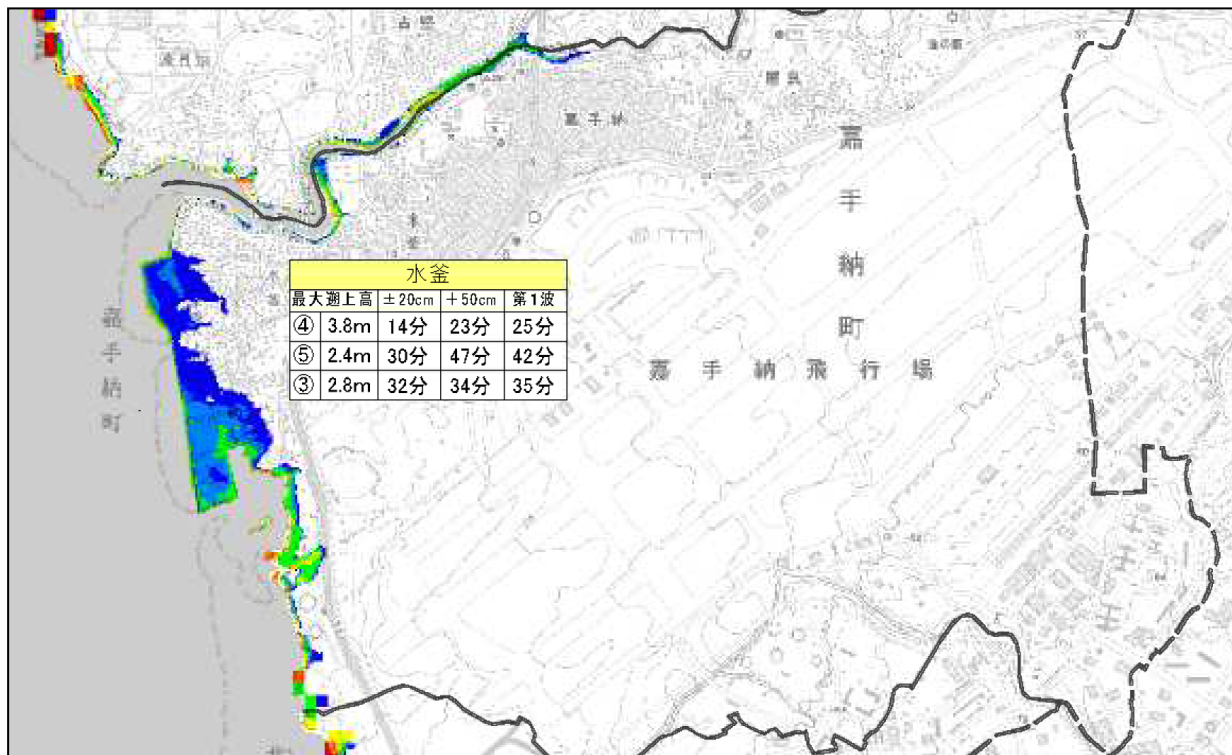
「影響開始時間」沿岸の沖合の水位が、地震発生時から 50cm 上昇するまでの時間

「津波到達時間」津波第1波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間

「最大遡上高」津波が到達する最も高い標高

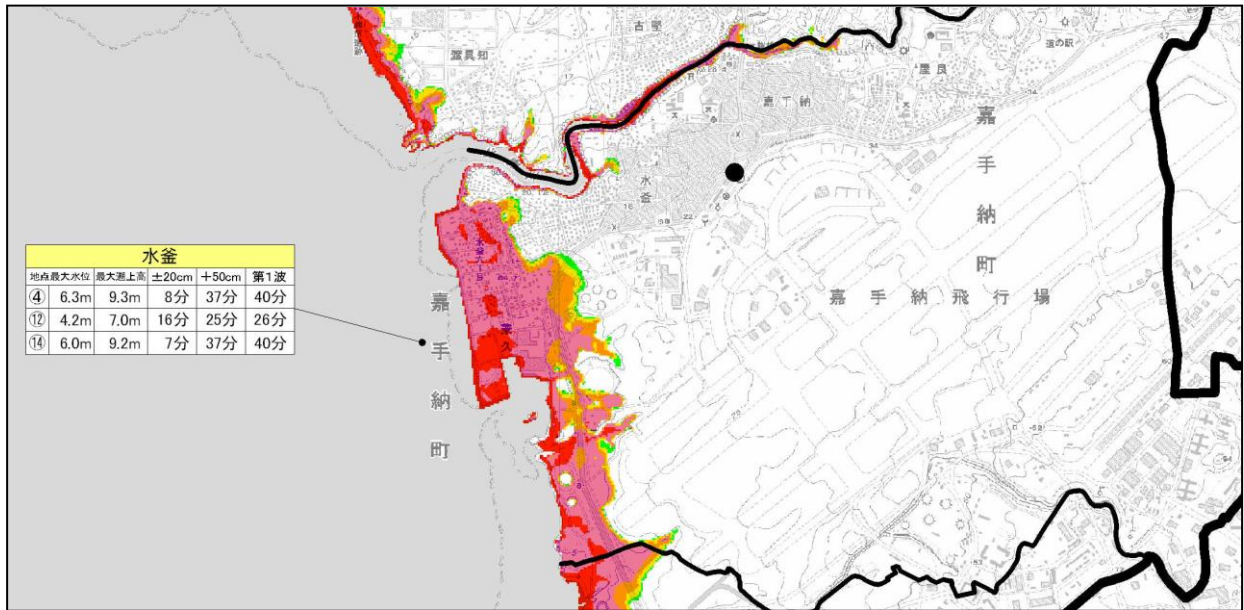
■津波浸水想定図

①切迫性の高い津波（H18、19年調査）

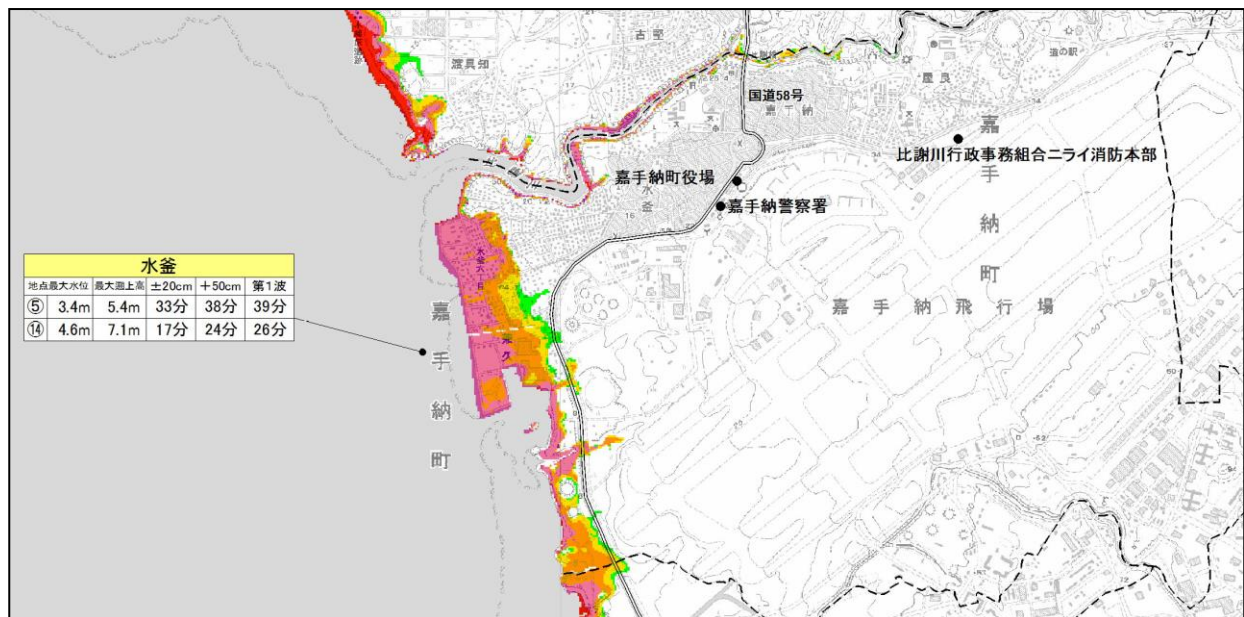


第1編 基本編

②最大クラスの津波（H24年度調査）



③最大クラスの津波（津波防災まちづくりに関する法律に基づく設定-H27年）



（4）津波災害警戒区域

沖縄県では、津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域法」という。）に基づき平成29年度に県内39市町村の沿岸部を「津波災害警戒区域」として指定を行っている。

本町では、最大クラスの津波（津波防災地域法に基づく設定）である平成27年津波浸水想定区域と同範囲が指定されていることから、本町では、津波防災地域法に基づき以下の対策を講じる。

第1編 基本編

ア 防災計画に、津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項について定める。

イ 津波災害警戒区域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設等（以下「避難促進施設」という。）の名称及び所在地並びに当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を町防災計画に定める。

また、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

ウ 津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。

【資料編参照：避難促進施設一覧】

【避難促進施設とは】

津波災害警戒区域内に立地し、主に防災上の配慮を要する者が利用する以下の施設である。

- 1 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）
- 2 津波防災地域法施行令第 19 条に基づく次に掲げる施設

- (1) 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康包括支援センターその他これらに類する施設
- (2) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- (3) 病院、診療所及び助産所

第1編 基本編

第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱

嘉手納町及び嘉手納町の地域を管轄する公共団体、その他防災上重要な施設管理者の処理すべき事務、又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。
(災害基本法第3条～7条までの規定に基づく)

1. 嘉手納町・ニライ消防本部

(1) 嘉手納町 (修)

- ① 町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
- ② 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- ③ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- ④ 防災に関する施設及び設備の整備
- ⑤ 災害に関する警報の発令・伝達及び避難措置
- ⑥ 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- ⑦ 水防、消防、救助、その他応急措置
- ⑧ 災害時における保健衛生及び文教対策
- ⑨ 災害時における交通輸送の確保
- ⑩ 災害廃棄物の処理
- ⑪ 被災施設の災害復旧
- ⑫ 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- ⑬ 地域の関係団体、防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整
- ⑭ 公共団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進
- ⑮ その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

(2) 比謝川行政事務組合ニライ消防本部（嘉手納消防署）

- ① 救助、救出活動及び避難の誘導に関すること
- ② 消防、水防及び応急措置に関すること
- ③ 住民への予報の伝達に関すること
- ④ 社会公共施設、危険物取扱所等の災害防止のための誘導、監督に関すること

2. 沖縄県・県出先機関等

(1) 沖縄県 (修)

- ① 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- ② 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- ③ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- ④ 防災に関する施設及び設備の整備
- ⑤ 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- ⑥ 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- ⑦ 水防、消防、救助、その他の応急措置
- ⑧ 災害時の保健衛生及び文教対策
- ⑨ 災害時における交通輸送の確保

第1編 基本編

- ⑩ 災害廃棄物の処理に係る調整及び事務
- ⑪ 被災施設の災害復旧
- ⑫ 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等対策
- ⑬ 町が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助および調整
- ⑭ 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整
- ⑮ その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

(2) 県立中部病院

- ① 災害時における医療、助産、看護活動の実施

(3) 中部保健所

- ① 災害時における管内の保健衛生対策及び指導

(4) 中部土木事務所

- ① 管内市町村の被害状況の収集及び県災害対策本部への報告等の総括に関すること。
- ② 所管に係わる施設（道路、橋梁、河川、海岸保全施設等）の災害予防、災害時における応急対策や災害復旧対策並びにこれらの指導

(5) 中部農林土木事務所

- ① 所管に係わる施設（農道、農地、排水、耕地護岸等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導

(6) 中部農業改良普及センター

- ① 農作物の災害応急対策及び指導
- ② 町が行う被害調査及び応急対策への協力
- ③ 災害時における被災農家の再生産及び生活指導等
- ④ その他所管業務についての被災対策

(7) 県企業局

- ① 災害時における給水の確保
- ② 所管水道施設の被害調査及び災害復旧

(8) 沖縄県警察・嘉手納警察署

- ① 災害警備計画に関すること
- ② 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握
- ③ 被災者の救出救助及び避難指示・誘導
- ④ 交通規制・交通管制
- ⑤ 死体の検分・検視
- ⑥ 犯罪の予防等社会秩序の維持

3. 指定地方行政機関（国）

(1) 九州管区警察局 ⑤

- ① 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること

第1編 基本編

- ② 災害時における他管区警察局との連携に関する事
- ③ 管区内各県警察及び防災関係機関との協力及び連絡調整に関する事
- ④ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事
- ⑤ 災害時における警察通信の運用に関する事
- ⑥ 津波警報等の伝達に関する事

(2) 内閣府沖縄総合事務局

①総務部

- ア) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関する事
- イ) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関する事

②財務部

- ア) 地方公共団体に対する災害融資
- イ) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
- ウ) 公共土木等被災施設の査定の立会
- エ) 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定

③農林水産部

- ア) 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告
- イ) 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策
- ウ) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策
- エ) 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策

④経済産業部

- ア) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策
- イ) 被災商工業者に対する金融、税制及び労務

⑤開発建設部

- ア) 直轄国道に対する災害応急対策
- イ) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策
- ウ) 直轄港湾災害復旧事業に関する災害対策
- エ) 公共土木施設の応急復旧の指導、支援
- オ) 大規模土砂災害における緊急調査

⑥運輸部

- ア) 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策
- イ) 災害時における自動車運送業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請
- ウ) 災害時における輸送関係機関との連絡調整

(3) 沖縄防衛局

- ① 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整
- ② 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
- ③ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整
- ④ 日米地位協定等に基づく損害賠償
- ⑤ 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等

第1編 基本編

(4) 沖縄気象台 ⑧

- ① 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- ② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- ④ 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(5) 那覇産業保安監督事務所

- ① 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保

(6) 第十一管区海上保安本部

- ① 警報等の伝達に関すること
- ② 情報の収集に関すること
- ③ 海難救助等に関すること
- ④ 緊急輸送に関すること
- ⑤ 物資の無償貸与又は譲与に関すること
- ⑥ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること
- ⑦ 流出油等の防除に関すること
- ⑧ 海上交通安全の確保に関すること
- ⑨ 警戒区域の設定に関すること
- ⑩ 治安の維持に関すること
- ⑪ 危険物の保安措置に関すること

(7) 沖縄総合通信事務所 ⑧

- ① 非常の場合の電気通信の監理（非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設など）
- ② 災害時における非常通信の確保
- ③ 災害対策用移動通信機器の貸出
- ④ 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整

(8) 沖縄森林管理署

- ① 国有林野の保安林、治山事業施設等の管理及び整備
- ② 災害復旧用材の需給対策
- ③ 国有林における災害復旧
- ④ 林野火災防災対策

(9) 沖縄労働局

- ① 災害時における労働災害防止対策
- ② 災害に関連した失業者の雇用対策

(10) 九州厚生局

- ① 災害状況の情報収集、通報に関すること
- ② 関係職員の見地派遣に関すること

第1編 基本編

③ 関係機関との連絡調整に関すること

(11) 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所

- ① 災害廃棄物等の処理対策に関すること
- ② 環境監視体制の支援に関すること
- ③ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること

(12) 国土地理院沖縄支所

- ① 地殻変動の監視に関すること
- ② 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- ③ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること

4. 自衛隊

- ① 災害派遣の準備
- ② 災害派遣の実施

5. 指定公共機関

(1) NTT西日本(株)沖縄支店、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンクテレコム(株)

- ① 電信電話施設の保全と重要通信の確保

(2) (株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)

- ① 移動通信施設の保全と重要通信の確保

(3) 日本銀行那覇支店

- ① 銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資する。

(4) 日本赤十字社沖縄県支部

- ① 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること
- ② 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関すること
- ③ 義援金品の募集及び配分の協力に関すること
- ④ 災害時における血液製剤の供給に関すること

(5) 日本放送協会沖縄放送局 (NHK)

- ① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

第1編 基本編

- (6) 沖縄電力(株)
 - ① 電力施設の整備と防災管理
 - ② 災害時における電力供給の確保
- (7) 西日本高速道路(株)(沖縄高速道路事務所)
 - ① 同社管理道路の防災管理
 - ② 被災道路の復旧
- (8) 日本郵便(株)沖縄支社(各郵便局)
 - ① 災害時における郵便事業運営の確保
 - ② 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱
 - ③ 災害時における窓口業務の確保

6. 指定地方公共機関

- (1) (一社) 沖縄県医師会(中部地区医師会)
 - ① 災害時における医療、助産の実施
- (2) (公社) 沖縄県看護協会
 - ① 災害時における医療及び看護活動(助産を含む)への協力
- (3) (一社) 沖縄県バス協会
 - ① 災害時においてバスによる被災者及び一般利用者等の輸送協力に関する連絡調整
 - ② 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
- (4) 琉球海運(株)
 - ① 災害時における船舶による救助物資等の輸送確保
- (5) (一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
 - ① 高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備にかかる復旧支援
- (6) (一社) 沖縄県婦人連合会
 - ① 災害時における女性の福祉の増進
- (7) 沖縄セルラー電話(株)
 - ① 電気通信の疎通の確保と重要通信の確保
- (8) (一社) 沖縄県薬剤師会
 - ① 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること
- (9) (社福) 沖縄県社会福祉協議会
 - ① 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援に関すること

第1編 基本編

- ② 生活福祉資金の貸付に関する事
- ③ 社会福祉施設との連絡調整に関する事

(10) (一財)沖縄観光コンベンションビューロー

- ① 観光危機への対応に関する事
- ② 観光・宿泊客の安全の確保に関する事

(11) (公社)沖縄県トラック協会

- ① 災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力に関する事

(12) 沖縄テレビ放送(株)

- ① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

(13) 琉球放送(株)

- ① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

(14) 琉球朝日放送(株)

- ① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

(15) (株)ラジオ沖縄

- ① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

(16) (株)エフエム沖縄

- ① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

(17) (一社)沖縄県歯科医師会

- ① 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関する事

7. 公共的団体(機関)、その他防災上重要な施設の管理者

(1) (公財)沖縄県国際交流・人材育成財団

- ① 外国人に関する情報提供等の協力に関する事

(2) 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合

- ① 観光・宿泊客の安全の確保に関する事

(3) (公社)沖縄県獣医師会

- ① 災害時の動物の医療保護活動に関する事

(4) 嘉手納町社会福祉協議会

- ① 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する事
- ② 生活福祉資金の貸付に関する事
- ③ 社会福祉施設との連絡調整に関する事

第1編 基本編

- (4) 沖縄県商工会連合会（嘉手納町商工会）
- ① 被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
 - ② 救助用物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること
 - ③ 災害時における物価安定についての協力に関すること
- (5) 沖縄県農業協同組合（JAおきなわ嘉手納支店）、沖縄県漁業組合連合会（嘉手納漁業組合）、沖縄県森林組合連合会
- ① 農林漁業関係者の安全の確保に関すること
 - ② 農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
 - ③ 災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関すること
 - ④ 農林漁業の災害応急・復旧対策に関すること
 - ⑤ 被災農林漁業者の再建支援に関すること
- (6) (一社) 沖縄県ハイヤー・タクシー協会
- ① 災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること
- (7) (公財) 沖縄県交通安全協会連合会
- ① 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること
 - ② 被災地及び避難場所の警戒に関すること
 - ③ 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関すること
- (8) 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合
- ① 石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関すること
- (9) (一社) 沖縄県産業廃棄物協会
- ① 災害廃棄物処理についての協力に関すること
- (10) (公社) 沖縄県環境整備協会
- ① 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力に関すること
- (11) 上下水道指定工事店
- ① 災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関すること
- (12) 危険物等取扱事業者
- ① 危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関すること
 - ② 災害時における石油等の供給に関すること
- (13) 社会福祉施設管理者
- ① 入所者及び通所者の安全の確保に関すること
- (14) 病院管理者
- ① 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること
 - ② 被災傷病者の救護に関すること

第1編 基本編

(15) 学校法人

- ① 児童及び生徒等の安全の確保に関すること
- ② 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関すること

(16) 金融機関

- ① 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること

(17) 比謝川行政事務組合環境美化センター

- ① 災害時のゴミ処分にに関すること

(18) 中部衛生施設組合（長尾苑）

- ① し尿等の処分にに関すること

第5節 町民等の責務及び地域防災力の向上

1 町民等の責務（平常時及び災害時の心得）

嘉手納町民及び各自治会、自主防災組織をはじめ町内の事業者の防災上の基本的責務は次のとおりとする。

（1）町民

＜平常時＞

- ① 防災・減災の知識習得及び過去の災害教訓の伝承（家族で避難所等の確認）
- ② 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- ③ 食糧、飲料水、その他生活用品等の備蓄と点検（7日分以上）
- ④ 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動の協力

＜災害時＞

- ① 率先して逃げる
- ② 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- ③ 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援
- ④ 災害廃棄物の分別
- ⑤ その他自ら災害に備える為に必要な行動

（2）自治会・自主防災組織

＜平常時＞

- ① 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害教訓の伝承
- ② 自主防災活動マニュアル及び資機材の整備及び点検
- ③ 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力
- ④ 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
- ⑤ 地区の孤立化対策（通信機器・食糧備蓄等）
- ⑥ 自主防災リーダーの養成
- ⑦ 自主防災活動及び訓練の実施

＜災害時＞

- ① 気象情報等の収集及び伝達
- ② 災害時の避難所の自主運営
- ③ 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

(3) 事業者

<平常時>

- ① 従業員の防災教育及び訓練
- ② 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
- ③ 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- ④ 従業員等の食糧、飲料水、その他生活用品等の備蓄と点検
- ⑤ 自衛消防活動・訓練
- ⑥ 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力

<災害時>

- ① 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- ② 避難行動要支援者等の避難支援
- ③ 災害廃棄物の分別
- ④ 災害時の事業継続、国、県、嘉手納町の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る。）
- ⑤ その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

2 地域防災力の向上

嘉手納町に大規模な災害が発生した場合には、行政からの支援（公助）にも限界があり、早急に支援できないことも考えられることから、「自分の身は自分で守る（自助）」ということを基本に「地域の協力による被害の軽減（共助）」が災害からの被害を最小限にとどめるものと考えられることから、地域防災力の向上が大きな課題である。

本町の地域防災力の向上を図るために、本節の「町民等の責務（平常時及び災害時の心得）」の普及啓発とあわせ、以下の点について実施を推進していくものとする。

- ① 防災に関する町民意識の醸成
 - ・自治会への防災出前講座の開催
- ② 地域の防災リーダー及び自主防災組織の育成
 - ・全地区での自主防災組織の組織化(平成 30 年 3 月時点 1 組織)
- ③ 多様な参加者による実践的な防災訓練の実施
 - ・年齢構成や性別をはじめ、住民だけでなく、町内事業者なども含めた多様な参加者による実践的な防災訓練の実施

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

1 災害想定・被害想定の方

(1) 地震・津波 修

地震・津波の想定については、これまでの「沖縄県地震被害想定調査」による発生頻度が高いと考えられる地震・津波の想定に加え、東日本大震災の教訓を踏まえて、嘉手納町で起こりえる科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も想定する必要がある。

一つは、これまでの発生確率が高く、切迫性が高いと考えられる地震・津波である。

もう一つは、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震や明和8年(1771年)八重山地震による大津波(明和の大津波)など歴史的・科学的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、県の協力のもと最大クラスの地震・津波に関する想定を行うものとする。

なお、地震・津波の想定に当たっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。

(2) 風水害等 修

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」と言う。)に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、本町においては米軍用地があることから、航空機等の大規模事故災害についても想定した計画づくりが必要である。

(2) 被害想定 修

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直していく必要がある。

ア 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

ウ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波の高さ、浸水範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とす

る津波もありうることに留意する。

2 防災計画の考え方 ⑧

町、県及び指定地方公共機関等は、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることは困難なため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、以下の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害レベルへの対応

- ア 最大クラスの災害に対しては、町民等の生命を守ることを最優先として、町民等の避難を中心として、防災意識の向上、災害想定結果を踏まえた避難場所等を検討するとともに、必要に応じて防災施設や避難施設等の整備を検討するものとし、町民等の生命及び経済被害の軽減などを考慮した総合的な対策を検討する。
- イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、町民財産の保護、経済活動の安定化の観点から、防災施設や避難施設等の整備を検討する。

(2) 社会構造の変化への対応 ⑧

ア 人口の偏在及び高齢化やライフスタイルの多様化等への対応

①社会情勢の変化への対応

人口の偏在、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達等とともに、社会情勢は大きく変化しつつある。町、県及び指定地方公共機関等は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分な対応を図るよう検討する。災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

分配慮し、以下に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討

- ②本町は、町域の約2割程度の限られた土地に町民が居住していることから、人口密集地域であり、町民の居住地区における災害に強いまちの構造の構築や防災を考慮した土地利用の誘導等の安全確保対策が必要である。
- ③高齢者や障害者等の要配慮者（※1）が増加している。
防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。
さらに、平常時から避難行動要支援者（※2）の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。
- ④観光客・外国人への配慮
災害の発生時に、土地勘のない観光客や日本語に不慣れな外国人にも十分配慮するとともに、本県の経済力や観光立県の信用力を強化する観点からも、県と協力し、防災体制を強化する必要がある。
- ⑤生活者の多様な視点への配慮
防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男

第1編 基本編

女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

⑥ ライフライン及びインターネット等の情報通信施設の耐震化

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐震化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

⑦ 近隣扶助の意識の低下への対応

住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

イ 道路構造の変化への対応

近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、トンネル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

※1 要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

※2 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による役場庁舎、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

(4) 複合災害への対応 修

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事態が考えられることから、発生可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的な対応ができるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

第2節 防災対策の基本理念及び施策の概要

本町は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、本土から離れている地理的条件下にあって、狭小な土地に密集する人口、増加する観光客等の社会的条件を併せ持つことから、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策である。

防災施策は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するとともに、経済的被害が出来るだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害時の社会経済活動の停滞を最小限にとどめることが重要である。

このため、災害対策の実施に当たっては、本町をはじめ、国、県及び指定公共機関がそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、本町、国、県を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、本町、国、県、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

なお、災害時には行政及び消防等の防災関係機関による対応には限界があることや避難に際して1分1秒が生死を分ける場面も考えられることから、「自分の身は自分で守る(自助)」ということを中心に要援護者などについては「地域の協力による被害の軽減(共助)」等が円滑に行えるよう、災害に対する住民の意識の醸成や防災訓練の充実などのソフト対策による「災害に強い町民」及び「行政による防災体制・施設の整備(公助)」による「災害に強いまちの構造の構築」の実現を目指すものとする。なお、東日本大震災では平時から防災教育の取り組みを行っていた学校においては、迅速かつ適切な避難が行えたことで被害を免れた事例も多くあることから、本町においても「防災教育」について重点的に取り組むものとする。また、学校だけでなく、自治会をはじめ自主防災組織など町民全体に向けて防災情報の提供や防災訓練、防災講座等を通して「防災教育」に取り組んでいくものとする。

防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において本町をはじめ、国や県、公共機関、事業者及び町民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念及び施策の概要は以下の通りである。

1 周到かつ十分な災害予防対策

災害予防段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。

(1) 基本理念

- ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。
- イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 施策の概要

- ア 災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等

第1編 基本編

による災害に強い都市構造の形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全化及び代替施設の整備等によるライフライン機能確保

- イ 事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実
- ウ 町民の防災活動を促進するための防災教育等による住民への防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承による県民の防災活動環境の整備等
- エ 防災に関する調査研究及び観測等を推進するための基礎データの集積、工学的、社会的分野を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用
- オ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、情報伝達体制の食料・飲料水等の備蓄及び関係機関が連携した実践的な防災訓練の実施等

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。なお、防災関係機関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮するものとする。

(1) 基本理念

- ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 施策の概要

- ア 災害発生の際の警報等の伝達、住民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動
- イ 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立
- ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動
- エ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等広域的避難収容活動
- オ 被災者等への的確かつわかりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等による住民等からの問い合わせへの対応
- カ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給
- キ 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持に必要な活動、仮設

第1編 基本編

- ク トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等
- ク 防犯活動等による社会秩序の維持のための対策及び物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等
- ケ 応急対策のための通信施設の応急復旧、二次災害防止のための土砂災害等の危険箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧及び二次災害の防止のための危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策の実施
- コ ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

3 適切かつ速やかな復旧・復興対策

災害復旧・復興段階における基本理念及び施策の概要は、以下のとおりとする。

(1) 基本理念

災害復旧・復興段階においては、「発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。」ことを基本理念とする。

(2) 施策の概要

- ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
- イ 物資、資材の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧
- ウ 再度災害の防止と、より快適な都市環境を目指した防災まちづくり
- エ 災害廃棄物処理の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による迅速かつ適切な廃棄物処理
- オ 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援
- カ 被災中小企業の復興等の地域の自立的発展に向けた経済復興の支援

4 その他

近隣市町村や県及び公共機関等と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、町民同士及び町民と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第3節 本町の特性を考慮した重要事項

本町においては、戦後町域の8割以上が米軍用地となっていることから、約2割程度の土地に市街地が形成され住宅等が密集していることやそれに伴い震災時に消防自動車を通れない道路幅員の目安とされる6m未満の道路「震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引きより」もある。また、沿岸部の海拔が低い地区もあることから津波等の対策が必要である。

これらのことから、密集市街地における道路等の基盤整備の改善をはじめ、津波災害が発生した場合の津波防御・避難施設の整備等のハード対策についても早急に検討し、県と協力して対応する必要がある。

さらに、町内に在住する外国人に関する対策をはじめ、本県は年間500万人を超える

第1編 基本編

観光客が訪れ、本町においても観光・宿泊施設が立地することから、観光客等に対する対策を講ずる必要がある。

1 密集市街地の防災対策及び消防・防災体制の強化

大規模災害時には、本町への応援が到着するまでの間を自力でのりきれぬ防災資源やネットワークの充実・強化が必要であり、県をはじめ関係機関と協力し以下の防災体制・対策の充実・強化を推進する。

- ア 密集市街地における狭隘な道路の改善
- イ 近隣市町村との応援体制の充実・強化
- ウ 消防団の強化
- エ 自主防災組織の組織化促進、資機材等の整備
- オ 県の協力のもと、避難計画・ハザードマップ・避難行動要支援者の避難支援プラン等の作成、避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備

2 沿岸部の海拔が低い地区住民等への防災対策

本町の沿岸部地区においては、海拔 5m 未満の箇所があり、発生頻度の高い津波の想定結果では地震発生から 25 分程度で標高 3.8m の場所まで津波が遡上することが予測されている。また、最大クラスの津波については、水釜に 25 分程度で標高 9.3m の場所まで津波が遡上することが予測されていることから、少なくとも海拔 10m 以上のより高い場所へ津波到達時間内に避難できるよう、以下の津波避難対策を進める。

- ア 最大クラスを想定した津波ハザードマップの整備、町民及び学校等における防災教育及び津波避難訓練の実施
- イ 津波避難計画の作成をはじめ、浸水想定区域の学校、医療機関及び福祉施設等の津波避難マニュアルの作成支援
- ウ 津波避難ビルの確保をはじめ、必要に応じて津波避難タワーや避難路、がけ地の避難階段の整備
- エ 海拔高度図を活用した公共施設等への標高や津波避難場所の標高設置
- オ 避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策

3 町内在住の外国人や観光客の避難誘導

災害が発生した場合、町内在住の外国人をはじめ、町内の海岸や商業施設及び観光施設等に滞在する観光客の避難誘導が必要となるほか、交通機関が停止した場合には町内に滞留することが予想されることから、観光客等の安全を確保するため、県、商業施設及び観光・宿泊施設等の関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。なお、町内在住の外国人については、日頃から地域とのコミュニケーションを図りつつ、防災訓練への参加を促すものとする。

また、少なくとも海拔 10m 以上のより高い場所へ津波到達時間内に避難できるように、津波避難対策を進めるものとする。

- ア 在住外国人をはじめ、商業施設及び観光・宿泊施設等における観光客等の避難誘導体制の整備
- イ 海拔高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置
- ウ 滞留旅客の待機施設等の検討・確保

第1編 基本編

【災害時の避難に際して地形的・社会的配慮事項】

嘉手納漁港は、地形的に津波や高潮が来襲した場合により波が高くなる可能性があることから、漁港周辺においては、より迅速な避難誘導が必要である。

また、本町の標高が高い場所には、周辺の2市1町2村にまたがる嘉手納弾薬庫があり、地震に伴って津波が来襲する際にはその周辺へ避難を余儀なくされる場合が考えられる。しかし、嘉手納弾薬庫周辺においては、地震に伴い大規模な火災等が起こる可能性も考えられることから、避難する際には十分な注意が必要である。

第4節 防災計画の見直しと推進

1 防災計画の効果的推進

- (1) 本計画に基づき、それぞれ機関の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ修正する必要がある。
- (2) 本計画は、想定した災害の諸形態を考慮して町内の防災に関する事項を網羅的に示しているものである。計画を見直すに当たっては当該地域の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。
- (3) 防災担当事務局は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部署または関係機関との連携を図り、以下の対策を実施する。

ア 実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底
イ 本計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映
ウ 嘉手納町の他の計画（総合計画、都市計画マスタープラン、福祉関係計画、施設整備計画等）の防災の観点からのチェック

- (4) 本計画に基づく防災対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。
- (5) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。
個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動を展開する。
また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。
- (6) 本町、県及び指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図る。また、本町は県や他の自治体とも連携を図り、広域的

第1編 基本編

な視点で防災対策の推進を図るよう努める。

(7) 本計画は、嘉手納町の防災に関する総合的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。

嘉手納町防災会議は、本計画の実施状況を定期的に把握するとともに、国や県をはじめ、防災関係機関による防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、これを本計画に的確に反映させていくものとする。

(8) 防災計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。

2 防災計画の整合性の確保

(1) 防災計画間の整合

本町、県及び指定地方公共機関は、防災計画間の必要な調整、本町への県からの助言等を通じて、本計画、その他の防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するために必要なチェックを行うものとする。

また、その他の計画（総合計画、マスタープラン等）についても、防災の観点から必要なチェックを行うものとする。

(2) 防災関係法令との整合

防災計画には、大規模地震対策特別措置法、水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律その他の防災関係法令において防災計画に定めるべきとされた事項を確実に位置づけることとする。

第1編 基本編

第5節 本町が計画的に取り組む防災対策（各課の取り組み）

本町において、計画的に取り組む主な予防的な防災対策及び取り組みスケジュールについて示すものである。

なお、本節は、地域防災計画等の見直し時など、定期的に取り組imi状況を確認・検証し、計画的に取り組むものである。

1 今後、重点的に取り組む防災対策

予防的な防災対策には、主に「ひとづくり・ネットワーク・計画づくり」「まちづくり・施設・設備等の充実」の2つに分けられ、どちらの対策についても重要であり、計画的に対策を進めて行かなければならないものである。

本町の防災対策において、今後重点的に行う取り組みは、以下のとおりである。

【ひとづくり・ネットワーク・計画づくり】

- ① 町民の防災知識の普及啓発（勉強会、講演会、訓練の実施）
- ② 職員の防災知識の普及啓発（勉強会、訓練の実施）
- ③ 自主防災組織の組織化・育成
- ④ 学校における防災教育の推進
- ⑤ 避難所運営における関係団体との調整・連携強化
- ⑥ 津波避難計画の策定等（基礎調査の実施、津波避難ビルの指定など）

【まちづくり・施設・設備等の充実】

- ① 通信機器の充実（現行防災行政無線の追加拡充、衛星携帯電話等の導入等の検討など）
- ② 停電時に備えた電力の確保（学校等の大規模災害時の避難所における発電機等の整備）
- ③ 福祉避難所の指定に向けた取り組み（調査、協定締結）
- ④ 食料品・物資等の備蓄及び適切な管理
- ⑤ 行政データのバックアップ機能の強化

第1編 基本編

2 本町における予防的な防災対策の取組と目標スケジュール

【人づくり・ネットワーク・計画づくり対策】

No	取組項目	取組内容	担当部署 (主担当)	取り組み目標スケジュール			備考
				短期 (R5-7年度)	中期 (R9年度まで)	長期 (R11年度まで)	
4	防災研究の推進	防災に関する最新の知見や先進的な事例の収集をはじめ、県や防災関係機関が実施する講演会や研修等へ参加し、防災研究に努める。	総務課	防災研究の推進 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
2	町職員における防災知識の普及・啓発	収集した防災に関する最新知見や先進的な事例について、職員に対する勉強会や定期的な訓練の実施	総務課	勉強会等の実施 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
3	住民への防災知識の普及・啓発	本町で起こり得る災害に関する勉強会をはじめ、講演会、訓練の実施	総務課	勉強会等の実施 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
4	学校における防災教育の推進	定期的に行われている避難訓練の実施をはじめ、東日本大震災等での教訓を伝承し、活かす取組みなどの防災教育の推進	教育指導課	防災教育の推進 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
5	自主防災組織の組織化・育成	現在、西浜区しか自主防災組織がないことから、自主防災組織のない5区について、設立に向けた支援をはじめ、設立後の活動に対する協力を行う。	総務課	防災組織の設立支援 ⇒	活動・組織等育成支援 ⇒	(継続) ⇒	
6	各種防災訓練の実施	防災の日などや県や国が実施する防災訓練に積極的に参加・実施する。(点検・評価を含む)	総務課	防災訓練の実施 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
7	消防団員の充実・高度化	町民等を中心とした新たな団員のなり手を確保し、行政職員の消防団員の比率を減らすとともに、団員の知識・技術の向上に資する研修等への参加を支援する。	総務課	消防団員の充実・高度化 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
8	事業者の防災対策への支援	事業所における業務継続計画の必要性及び計画策定に関する情報提供をはじめ、町及び地区で開催する防災訓練への積極的参加を促す。	総務課	情報提供等の実施 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
9	地区防災計画の策定支援	西浜区における地区防災計画の策定の支援を行うとともに、他の区においても自主防災組織の設立にあわせて支援する。	総務課	西浜区の策定支援 ⇒	各区の策定支援 ⇒	(継続) ⇒	
10	災害対策本部設置マニュアルの作成	大規模災害が発生し、災害対策本部が速やかに設置、機能できるよう、災害対策本部設置に関するマニュアルを作成する。	総務課	マニュアルの作成 ⇒	必要に応じて見直し	必要に応じて見直し	
11	業務継続計画を活用した訓練の実施	災害時でも必要な行政業務が継続できるよう、整理した非常時優先業務等の職員への周知及び訓練への活用。	総務課	計画の周知・訓練実施 ⇒	計画の周知・訓練実施 ⇒		
12	近隣市町村との連携強化	広域一時滞在に係る応援協定の締結など近隣市町村との連携を強化する。	総務課	近隣市町村との協定締結 ⇒	必要に応じて新たな協定締結の検討	必要に応じて新たな協定締結の検討	
13	災害廃棄物処理計画に基づく関係機関との連携強化	災害廃棄物処理計画に基づき、職員への周知をはじめ、災害廃棄物処理に係る関係機関等との連携強化を図る。	総務課、産業環境課	職員への周知 ⇒	関係機関との連携強化 ⇒		
14	ボランティアの育成	社協と連携し、ボランティア活動の相談や講習会の開催等を行い、ボランティアの育成に努める。	福祉課、社協	ボランティアの育成 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
15	ボランティア団体の把握、登録、連絡体制の確保	町内のボランティア団体等の状況を把握はじめ、ボランティア登録を行うなど連携体制を構築する。	福祉課、社協	団体等との連携推進 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	

第1編 基本編

(つづき)

No	取組項目	取組内容	担当部署 (主担当)	取り組み目標スケジュール			備考
				短期 (R5-7年度)	中期 (R9年度まで)	長期 (R11年度まで)	
16	避難行動要支援者の避難支援プランの作成	避難行動要支援者名簿情報の定期的な更新をはじめ、避難支援を必要とする方に対する支援者とのマッチング(避難支援プランの作成)を行う。	福祉課	避難支援プランの作成 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
17	観光客等の避難誘導・帰宅支援体制の確保	道の駅かでな等の観光客が訪れる施設と来訪者の避難誘導等に関する取り組みの検討はじめ、避難訓練等の支援を行う。	総務課、産業環境課	取り組みの検討・訓練実施 ⇒	訓練の実施 ⇒	(継続) ⇒	
18	外国語通訳ボランティアの育成・確保	町内の外国語に精通した人材の把握をはじめ、外語塾の塾生や卒業生が災害時の外国語通訳ボランティアの人材となるよう、育成・確保に努める。	社会教育課	ボランティアの育成・確保 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
19	避難所運営に関する関係団体との調整・連携強化	大規模災害時に避難所となる学校施設を中心として、行政、学校、各行政区等の関係機関と調整・確認を行い、各避難所別の運営マニュアルを作成する。	総務課	避難所運営マニュアル作成 ⇒	必要に応じて見直し	必要に応じて見直し	
20	津波避難計画の策定等	津波浸水想定区域を中心とした、避難経路や避難できそうな場所の選定等の基礎調査をはじめ、津波避難計画の策定を行う。また、浸水想定区域周辺で指定の可能性のある施設については、津波避難ビルの指定等を行う。	総務課	基礎調査の実施 ⇒	津波避難計画の策定等 ⇒	必要に応じて避難所の追加指定	

【まちづくり・施設及び設備等の充実対策】

No	取組項目	取組内容	担当部署 (主担当)	取り組み目標スケジュール			備考
				短期 (R5-7年度)	中期 (R9年度まで)	長期 (R11年度まで)	
1	公共施設の適切な維持・管理及び長寿命化に向けた計画的な取組	公共施設の長寿命化計画に基づいた、取り組みを推進する。	都市建設課	計画的な取組の推進 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
2	土砂災害警戒区域等の定期巡回の実施	町内の急傾斜地や大雨時に冠水する道路等の危険箇所の把握に努めるとともに、定期的に巡回を行うなど警戒活動等を実施する。必要に応じて、整備の検討も行う。	都市建設課	定期巡回の実施等 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
3	水道及び下水道施設の維持・管理	町内の水道及び下水道施設の適切な維持・管理を実施するとともに、老朽化した設備等の計画的な更新を行う。	上下水道課	維持・管理等の実施 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
4	通信機器の充実等	現行防災行政無線の設備更新・拡充をはじめ、衛星携帯電話等の新たな通信機器の導入の検討を行い整備する。	総務課 企画財政課	通信機器のあり方の検討 ⇒	検討内容に応じて整備 ⇒		
5	停電時に備えた電力の確保	学校等の大規模災害時の避難所において発電機等の整備による必要な電力の確保に努める。	教育総務課	整備に向けた検討 ⇒	発電機等の整備 ⇒		
6	防災的土地利用の推進	土砂災害危険区域等の危険区域の周知をはじめ、新規開発に伴う指導・誘導等を行う	都市建設課 総務課	防災的土地利用の推進 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
7	道路・公園等の都市基盤施設の防災対策	道路の安全性の確保をはじめ、火災時の延焼防止や緊急避難場所の機能をもつ公園・緑地の保全及び整備に努める。	都市建設課	都市基盤の防災対策 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	

第1編 基本編

(つづき)

No	取組項目	取組内容	担当部署 (主担当)	取組目標スケジュール			備考
				短期 (R5-7年度)	中期 (R9年度まで)	長期 (R11年度まで)	
8	公営住宅の不燃化等の推進	公営住宅の建替え時等において、不燃化など災害時の安全性を重視した取組を実施する。	都市建設課	不燃化等の推進 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
9	消火活動が困難な区域の把握、解消	町内の細街路等をはじめ、老朽化した住宅の状況等の把握に努めるとともに、消防と協力の取組の検討を行う。必要に応じて、事業導入を検討・実施する。	都市建設課	状況把握・検討 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
10	町有施設等の耐震化の現況把握	新耐震基準の施行以前の施設の状況確認をはじめ、その他の町有施設における建物の亀裂の有無などの状況把握に努める。必要に応じて、耐震診断等を実施する。	各施設主管課	町有施設の状況把握 ⇒	必要に応じて耐震化診断等の実施	必要に応じて耐震化診断等の実施	
11	庁舎内の安全確保の徹底	庁舎の安全確保を徹底するため、書棚の転倒防止、ガラスの飛散防止等の対策をはじめ、日頃からの整理整頓を実施する。	各課	庁内の安全確保の徹底 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
12	災害対策本部職員用の物資の確保	災害対策本部職員用に必要な物資リストを整理し、必要な食料をはじめとした物資の計画的な整備に努める。	総務課	必要な物資の整理・確保 ⇒			
13	福祉避難所の指定に向けた取組(協定締結)	福祉避難所の指定に向けて、指定避難所での共同生活が難しいと想定されるよう配慮者数の想定をはじめ、指定可能性のある施設の把握等の調査を実施し、選定した施設を指定するとともに、民間施設の指定においては協定を締結する。	福祉課	調査等の実施、避難所指定等 ⇒	必要に応じて避難所の追加指定	必要に応じて避難所の追加指定	
14	食料品・物資等の備蓄及び適切な管理	防災計画に定められている住民等への供給用の食料等の備蓄は達成されていることから、適切な管理を行うとともに、生活物資の備蓄の充実に努める。	総務課	適切な管理・必要物資の把握、整備 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
15	輸送拠点等の確保	本町と近隣市町村とを結ぶ主要道路が寸断された場合等を想定し、物資・人員の輸送拠点及び外部からの応援に来る者の拠点の選定をはじめ、臨時のヘリポートとして活用できる場所の選定を行う。	総務課	町内の適地の検討 ⇒	臨時ヘリポート等の確保		
16	行政データのバックアップ機能の強化	基幹系行政情報について、庁舎外の施設の活用をはじめ、クラウド化によるバックアップなどの機能強化方策を検討し、本町の状況に即したバックアップ機能強化を図る。	企画財政課	方策の検討 ⇒	機能強化の実施 ⇒		